

広報かわにし

一人口の動き

5月1日現在

男	6,049人
女	6,448人
計	12,497人
世帯数	2,612世帯

発行所 川西町役場 発行者 川西町 <町長 中村壮吉>
編集人 星名四郎 印刷所 白南風社 定価 1部5円



県知事選挙開票結果(川西町)

※候補者別得票数

巨 四郎 三、四、五、三票
松井 誠 二、九、八、五票

※投票率 八五、三、三パーセント

男 八八、二、五パーセント
女 八三、六、九パーセント

◆五月の行事

- | | | | |
|----|--------------|------|------------|
| 一日 | 仙田婦人会 | 八日 | 知事選投票日 |
| | 上野婦人会 | | 母の日 |
| 二日 | 町教育振興会 | 十日 | 愛鳥週間始まる |
| 三日 | 成人式 花祭り | 十一日 | 水道入札 |
| 四日 | 木島、大倉子ども会交歓会 | 十二日 | 農業委員会 |
| | 水道懇談会 | 十四日 | 藤沢道路入札 |
| 五日 | 子どもの日 | 十五日 | 青年学級開校式 |
| | 慰霊祭 | | 家庭の日 |
| | | 十九日 | 国土調査委員会 |
| | | 二十七日 | 郡国土調査事務研究会 |

下肢、体幹不自由者の自動車税等の減免について
 県税条例、町税条例の一部改正により下肢または体幹不自由者に対し自動車税もしくは軽自動車税の減免ができることになりました。自動車税は県税であり、軽自動車税は町税でありますから町長が減免することになります。減免の趣旨は、下肢または体幹不自由者が、自ら所有し使用する自動車、軽自動車などでこれらの方のいわば足代わりとして用いられているものについての減免であり、自動車税等を減免することによりこれらの方がその身体障害を克服し、社会生活を営むことができるように税制上の配慮を加えようとするものです。減免を受けられる自動車は一人一台に限り、しかも所有者(使用者)が障害者で、自分が足代わりに運転する場合に限りです。また、減免を受ける場合の車種は自動車はもちろん、(事業用を除く)軽自動車及びバイクまで含まれます。ひとりで自動車やバイクを何台も所有している場合、そのうちの

広報スポット

青色申告専従者と
 源泉所得税

四十一年四月から所得税法の改正で、青色専従者給与の控除限度額が年令二十才未満で二十一万七千五百円、二十才以上の場合二十二万五千円に引き上げられました。(四十二年分からは年令十五才以上一律に二十四万円)このため月額一万八千円以上の専従者給与については、給与所得として源泉徴収をしていただくことになり、ご注意ください。

納税(所得)

証明書の手数料

従来、納税(所得)証明書の交付手数料は証明書一通について三十円でしたが、昭和四十一年四月一日から百円となりましたのでお知らせします。(十日町税務署)

町議会報告

へき地設置条例を制定

四月二十七日に臨時会

四月二十七日に第五回臨時会が招集され、会期一日で、専決処分報告、条例制定及び一部改正各一件、及び財産取得の計四件について審議の上いずれも原案どおり承認または可決された。

専決処分報告は、五月八日執行の県知事選挙費五十六万を、告示に先立って専決処分したもので、新年度一般会計の補正第一号であるが、財源は全額県から委託金として交付される。

条例は、町税条例の一部改正と川西町へき地保育所設置条例の制定であるが、前者は別項のとおり地方税法の一部改正に伴う固定資産税・軽自動車税・電気ガス税に關する改正である。また後者は、本年度新たに設置予定の南原(高原田)、中仙田両地区のへき地保育所を含めて、上野、北田(仁田)木落の各へき地保育所の設置を地方自治法の規定に基づいて条例で定めたものである。

財産の取得は、山野洲にある園鉄所有の家屋(住宅)三棟とその敷地合計三、三三二平方メートルを町が買取するというもの。そのうちの二棟は、南原に設置するへき地保育所として移築する予定となっている。買取予定価格は、土地七十三万三千六百七十円(三、三二平方メートル当たり七百五十円)家屋九十九万三千三百円である。

なお、本会議終了後全員協議会

宅地等の

税負担を調整

税条例改正のあらまし

今回の臨時会に提出された議案のうち町税条例の一部改正案は、地方税法の改正に伴う固定資産税・軽自動車税・電気ガス税等に關する規定の改正であって、市町村に關する改正は含まれていない。改正の中心は固定資産税関係であって、その改正された事項を大別すると①免税点の引き上げ②土地に対する課税標準、特に宅地、山林の大幅引き上げに対する税負担の調整措置③非課税及び減免規定の整備、等となっている。

このうち、宅地等に対する課税については地方税法改正の段階で国会論争の焦点となつたものであるが、結果として、土地価格の上昇に伴う課税標準の段階的引き上げと、これに対して免税点の引き上げが行なわれたもので、条例の改正もこの線に添って行なわれたわけである。すなわち四十一年度分の課税を例にとると評価の基準年度である昭和三十九年度に評価

された宅地等の価格が、前年度の評価額に比べて三倍未満、三倍以上八倍未満、及び八倍以上の場合の三段階に分けて、それぞれ課税標準を二倍、二倍及び三、三倍に引き上げることとなっている。

川西町における評価額の上昇率は宅地において五六倍、山林三四倍となっているので、前年度に比べてこれらの課税標準は二倍となり、したがって税額も前年度の二倍となるわけである。なお田、畑等の農地については、前年度と同様に据え置かれていた。

一方、免税点の引き上げについては、土地・家屋・償却資産についてそれぞれ次のとおり引き上げが行なわれた。これによって納税義務を免除される者が町全体で二百人以上となる見込みである。

上野は新町の公民館が面目を一新した。ちよと、東京の一流の結婚式場のように、デランクスなフスマ、学習と会席を兼ねたテーブル、三十二枚の新しいタタミ、優雅な床の間に盛花が調和している。これだけの改装費がたった十五万円だったとか。結婚式や仏事で個人が借りるときは一回二百円也の借料を納める。どこの部落でも簡単にできそうなおことだ。

風かおる五月、きみ、節黒城へのスカイラインを一口ハイキングして見給え。百聞は一見にしかずのたとえ、詩人ハイネならずとも思わすらいさんの声をあげることがは必定だ。一望千里、妻有の里はおろか、遠く日本海の果てに佐渡が見える。川西に、こんなにもす

種別 免税点 (旧免税点)
土地 八万円(二万四千円)
家屋 五万円(三万円)
償却資産 三十万円(十五万円)
以上のほか、固定資産税については、新築住宅に關する減免規定や農協の行なう有線放送施設に対する非課税の規定について、本法の改正に伴って字句の整理が行なわれた。

次に、軽自動車税関係について申告様式の一部改正のほか、身体障害者に対する軽自動車税の減免規定が新設された。すなわち、下肢または体幹に障害を有し、歩行が著しく困難な者が所有し、その者がもつぱら運搬する軽自動車等一台に限り、軽自動車税を減免できる旨の規定とともにその申請手続きを新設したものである。

ばらしいおあしがあることにハナがたかい。ゼンマイ、ワラビ、ウド、木の芽など山菜の名所もある。花も若葉もいまがさかり。

川西には非行青少年がいけないものばかり思っていたが、小山巡査部長にそうではないときかされ下キんとした。い

ちばん多いのは盗みその中でも万引きが上を占める。家庭の、それも親の放任が最大の原因だ。窓みやすい環境をかもしだし

電気ガス税関係の改正は、本法の改正に伴う条文の整理程度であって、直接影響するところはない

犬の登録と狂犬病予防
注射の日程

五月十七日 九時～一〇時 東山公民館
五月十七日 一〇時半～一二時半 川西町役場
五月十七日 一三時～一四時 高原田作業場
五月十七日 一四時半～一五時半 上野連絡所
五月十八日 九時半～一〇時 木深公民館
五月十八日 一〇時半～一一時半 極出張所
五月十八日 一三時半～一五時 仙田出張所
五月十九日 九時半～一〇時半

よくカギをかけておくこと。
ことし成人に達した男女二百一名が、憲法記念日をほくして晴れのかど出を祝福された。式場いっぱい

丸山安平陸軍大尉は四百九十八柱の霊を、心からとむらう町長の式辞だった。合掌する族族、読経の中を二十年前の悪夢がよぎ

春の全国交通安全運動
五月十一日から十日間は春の全国交通安全運動が始まりますが、ことしはいつから新潟県の歩行者の交通事故は四百三十四件と昨年の四百件に比べ八五パーセントの増になっています。

た。戦争の苦しみ、悲しみ、怒りは年ごとにうすらぐのに、一年一回の慰霊祭だけはあつたを呼びもどしてとれる。戦いに散った人たちのことを忘れてもらいたくない

二十万円中元、これほどまでに有権者と為政者のいかにげんき

二十万円中元、これほどまでに有権者と為政者のいかにげんきを

二十万円中元、これほどまでに有権者と為政者のいかにげんきを



調停のしおり

いろいろのもめごとは まず調停へ

五、調停の進行

調停が申し立てられると、裁判官と民間から選ばれた二名の調停委員によって、調停委員会が開かれます。家事調停では、その二名のうち一名とくに女性の気持などを理解するために婦人が選ばれるように扱われています。

六、秘密が守られる

調停は、関係人以外の人のいない部屋で、一つのテーブルを囲んで行なわれますから、外部に秘密がもれる心配はありません。したがっておたがいにくつろいだ気持ちで話し合えます。

七、調停の終了

調停委員会の説得の結果、当事者双方が譲り合い、心から納得するような解決案が見つければ、ここに調停が成立したことになります。そしてその内容が調停条項として調停にはっきり記載されます。

八、調停の結果

調停が成立して、その条項を記載した調停調書は、ふつうの約束書とちがって確定判決と同一の効力という強い力をもっています。万一、当事者が調書で定められた約束を果さない場合には、判決と同じようにこの調書にもとづいて強制執行をすることができるともよくあることです。

込みがないものとして、その手続きを打ち切りますからあととは裁判できめるより仕方ありません。

う、広く一般の慣習や常識もとり入れて、当事者のために、真に公平で、正しい解決を見出すように努力するわけです。

しかし、どうしても双方の当事者が納得しないで譲り合わない場合調停委員会は強制的に解決を押しつけるようなことはしません。このような場合には調停成立の見

戸籍の窓から

たかさごー御円満に

- ◎新婦 増田 孝 学校町
- ◎新婦 富井 房 上野から
- ◎新婦 数藤 徹雄 沖立
- ◎新婦 渡邊ヨミ子 中屋敷から
- ◎新婦 中村 勉 坪山
- ◎新婦 押木アツ子 田戸から
- ◎新婦 白井 敏夫 寺尾
- ◎新婦 大口 マサ 芦ヶ崎から
- ◎新婦 清水 俊六 中央町
- ◎新婦 伊佐カズエ 小千谷から
- ◎新婦 星名 義則 沖立
- ◎新婦 田中ミツイ 下平から
- ◎新婦 高橋義之助 神社町
- ◎新婦 野上 佐登 高島から
- ◎新婦 高橋 秀夫 四郎兼
- ◎新婦 増川テル子 小千谷から
- ◎新婦 保坂 哲宏 上町
- ◎新婦 岡本 節子 宇都宮から
- ◎新婦 貴田 健三 伊友
- ◎新婦 俵山 和子 十日町から
- ◎新婦 南雲 春芳 四郎兼
- ◎新婦 南雲 光子 四郎兼から
- ◎新婦 南雲 寅太 田中
- ◎新婦 中村恵美子 坪山から
- ◎新婦 富井 繁 上野
- ◎新婦 中島 エミ 代から
- ◎新婦 小林 清 元町
- ◎新婦 上村 節子 上野から
- ◎新婦 小海 新一 小根岸
- ◎新婦 楠 マツ子 豊栄町から
- ◎新婦 滋野 凱二 野口
- ◎新婦 山岸 敏子 霜條から
- ◎新婦 高橋 研次 野口
- ◎新婦 富井 サチ 伊友から

- ◎新婦 平澤 敏昭 仁田
 - ◎新婦 高橋 アサ 十日町から
 - ◎新婦 片桐功八郎 野口
 - ◎新婦 星野 ナミ 真人町から
 - ◎新婦 中條 俊彦 岩瀬
 - ◎新婦 木村 美栄 仁田から
 - ◎新婦 佐藤 辰男 霧谷
 - ◎新婦 下地 朝子 沖繩から
- うぶ声ー御すこやかに
- ◎大塚 昇一 甚一長男 伊友
 - ◎富井久美子 幸夫三女 伊友
 - ◎柄澤隆由樹 由雄長男 沖立
 - ◎南雲優美子 喜平長女 中央町
 - ◎福井 克之 ミイ二男 田中
 - ◎水品真佐夫 力之介長男 三領
 - ◎渡貫 文人 門平四男 上野
 - ◎根津とし子 精一郎長女 上野
 - ◎小海さとみ 喜久雄長女 小根岸
 - ◎南雲智佐子 金太郎三女 三領
 - ◎春日 靖子 甚二長女 仁田
 - ◎田口 敏行 正敏長男 木落
 - ◎小林 和枝 元一長女 中仙田
 - ◎金井 幸治 千吉四男 室島
 - ◎長谷川のぞみ常夫三女 赤谷

ミルクを支給
妊産婦・乳幼児に健康な子を生むことが極めて重要であります。

しかし妊産婦の栄養状態には欠陥がありこれが乳幼児の死亡や体位に大きな影響を及ぼしている現状であります。

そこで町では本年度から新しい事業として五月から妊婦(六月)産婦(三月)乳児(九月)にミルクの無料支給を開始しました。

この無料支給の対象には一部高所得者は除かれておりますが、この事業により妊婦の届け出が確実に行なわれ妊産婦の健康が保持され乳幼児の体位向上に少くも役立つことを願っております。

(国保衛生課)

※ ※ ※

かわし俳壇
太田白南風選

小白倉 田中翠畝
○菜の花や煙りものうき唇下り
若葉照る旅路の心やわらきて
陽炎の丘にあつまりピクニツク
小白倉 江口凡石
雨戸引く温泉宿の廊下若葉冷え
青葉吹く風やわらかく頬を過ぐ
草焼きし畦黒々と春の日に
春の午後、のどかな屋下りの感
じを煙りのゆったりとなびく様で
表現した句。上五句の菜の花やと
強く前置きしてはつきりさせた句
であるが「や」は詠嘆でもあり切
字にもなるので条件に適った必要
な叙法を学びとってほしい。

【自衛官志願案内】
受験資格
十八才以上二十五才未満の男子
*試験
中学卒業程度で簡単です。
*給与
一万四千百円、衣食住は無料
*志願手続きは役場総務課へ。